

# 土木設計（測量、調査）業務等委託契約書

1 委託業務の名称

2 履行期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

3 業務委託料 一金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に / を乗じて得た額である。

【 [ ] の部分は、受託者が課税業者である場合に、使用する。 】

4 契約保証金 免除（垂水市契約規則第33条第9号による）

上記の委託業務について委託者と受託者との間において、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 鹿児島県垂水市上町114番地

垂水市

垂水市長

印



受託者 住所

氏名

印